

# 兵庫県公報

平成21年3月24日 火曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 争議行為を行う旨の通知（労政福祉課） .....	1

## 告 示

### 兵庫県告示第343号の2

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、平成21年3月11日に、神戸市須磨区堀池町2-3-1山陽電気鉄道労働組合執行委員長熊野隆夫から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成21年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 1 事件

山陽電気鉄道労働組合が主張する次の事項について

株式会社神戸山陽バスに提出した09春闘における賃金・臨時給引上げ、労働条件改善に関する要求ほか

#### 2 日時

平成21年3月27日午前0時から事件解決に至るまで

#### 3 場所

神戸市垂水区多聞町字小東山868番地の12 株式会社神戸山陽バス

#### 4 概要

上記3項に記した職場においてストライキを含む各種の争議行為及び使用者のロックアウトなど妨害排除のための対抗行為をその条件に応じて実施する。